平成２４年（フ）第５０２号
沖縄県中頭郡西原町字内間443番地　県営内間団地５棟104号
債務者　渡慶次照子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５０５号
沖縄県那覇市字松川299番地７　マンションじゅん４－Ａ
債務者　長田　政治
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４０９号
岐阜県関市倉知2520番地７　ドリームパレス２－103
債務者　杉本　　豪
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２９１号
兵庫県川西市萩原３丁目１番18―204号、前住所大阪府豊中市蛍池中町１丁目12番７号
債務者　田中　　結
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３００号
兵庫県川西市下加茂２丁目４番２―509号
債務者　アベ商会こと　安部　健一
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３２１号
兵庫県川西市丸山台２丁目２番地の62
債務者　松元　康之
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３３１号
兵庫県伊丹市鴻池３丁目６番25―301号
債務者　清水　美乃
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４７号
秋田県仙北市角館町雲然上町屋112番地１
債務者　阿部みや子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第７５号
岐阜県高山市片野町３丁目67番地
債務者　砂田　茂雄
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１４９６号
名古屋市守山区小幡中１丁目22番30号
債務者　尾田小夜子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９７７号
名古屋市守山区市場７番15号
債務者　横井モモ子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０３１号
名古屋市西区新道１丁目１番４号　第三仲ビル３Ａ号、従前の住所愛知県江南市力長町神出112番地
債務者　石川　惠子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１４１号
名古屋市中川区供米田707番地　コーポ錦205号
債務者　内田　　知
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２５号
神戸市須磨区北落合３丁目１番369―204号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の８グレーシィ須磨アルテピアⅠ番街317号
債務者　川端運送こと　川端　規義
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地185
債務者　小池　芳子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
山口県萩市大字椿東5082番地３
債務者　伊藤　五月
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第３６４号
愛媛県伊予郡砥部町宮内454番地３　メゾン・ド・セシリアⅠ403号
債務者　宮地　三郎
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
松山地方裁判所民事部